

報告会社 御中

一般社団法人  
近畿ブロック昇降機等検査協議会



## 令和8年4月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4月度の受付台数は14,740台で前年同月比102.1%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 検査結果表「特記事項」欄の記入についてのお願い

測定値などの数値等を「特記事項」欄へ記入するなど、所定の場所以外に記入した検査結果表を協議会へ提出されるケースが散見されています。

（具体例：1（12）綱車と主策のかかりの測定値を「特記事項」欄に記入するなど）

製造者によって決められた検査方法が複数ある場合、測定したすべての数値が検査結果表の所定欄に記入できないことから「特記事項」欄にその数値を記入しているものと思われます。

※検査結果表への記入は、測定した最も状態の悪い数値を所定の場所に記入願います。

【参照】昇降機検査業務基準書（2025年版）P211 4.1.9検査結果の報告

なお、昇降機定期検査業務基準書には、第3章 昇降機の定期検査報告書等の記入要領の3.3 告示の別記様式（昇降機の検査結果表）の記入要領に所定の場所に測定値を記入するよう指定されていますので、必ず記入要領に従い測定値を記入するようお願いいたします。

※ロープ式1（6）制御器については「特記事項」欄への記入が認められています。

また、「特記事項」欄へ記入すべき内容を別紙に記入し添付されているケースも見受けられますので「特記事項」欄に記載スペースが無いなどの理由以外に、別紙を作成し協議会へ提出することもお控えくださいますようお願いいたします。

### 2. 複数台の昇降機の一部を定期検査報告しない場合について（再掲載：R3.6月）

複数台を纏めて報告していた物件で、改修工事等で一部の昇降機を今回検査報告しない場合は、報告書に付箋等で今回検査報告しない登録番号と理由を記載して提出するようお願いいたします。

検査報告がされないまま期日が経過すると督促状が発行され、お客様にご迷惑をおかけする可能性があります。

また、廃止届の提出において撤去新設の場合、新しい昇降機の設置者が廃止届を提出することとしますが、最終保守会社も廃止届の提出にご協力をお願いいたします。

### 3. 定期検査報告書(第三面)昇降機に係る不具合の状況の添付について（再掲載：H27.7月）

定期検査報告書(第三面)を添付する際には、報告書へのホッチキス止めをやめていただき、(第三面) 1部を定期検査報告書にクリップ止めのうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

以上